

研修計画

殿

令和 年 月 日

[申請者]

住所:

氏名:

電話番号:

(生年月日: 年 月 日: 歳)

メールアドレス:

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の1の（1）の規定に基づき研修計画の承認を申請します。

なお、第7の3の規定に基づき本計画の内容を含め、本事業に係る交付対象者の情報は関係機関において共有されることに同意します。

また、実施要綱の規定を遵守し、就農するための研修に励むことを誓約します。

なお、実施要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを（保証人の署名を添えて※9）誓約します。

1 農業を始めようと思った理由

2 就農時に係る計画

就農希望地	就農予定時期 (就農予定時の年齢)	年 月 (歳)
就農形態	<input type="checkbox"/> 独立・自営就農 <input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始※1 <input type="checkbox"/> 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始※2 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承※3 <input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部	
	<input type="checkbox"/> 雇用就農 <input type="checkbox"/> 正社員として期間の定めのない雇用契約を締結 <input type="checkbox"/> 通算5年以上の有期雇用契約を締結 <input type="checkbox"/> 研修終了後5年以内に独立・自営就農 <input type="checkbox"/> 研修終了後5年以内に法人の共同経営者	
	<input type="checkbox"/> 親元就農※4 <input type="checkbox"/> 親の経営の全体を継承 <input type="checkbox"/> 法人の（共同）経営 <input type="checkbox"/> 親の農業経営とは別に新たな部門を開始 経営継承、法人の（共同）経営、又は新たな部門を開始する予定時期 年 月	

提出日を記載

氏名には振り仮名を振ること

年齢は提出時の満年齢を記載

農業に対する思いなどを記載

例) 研修の目的、次世代を担う農業者となることへの意欲、これまでの農業経験、就農に向けた取り組みなど

就農地が決まっている場合は、地区名等までを記載

非農家出身（親族：三親等以内が農地を所有している場合は農家出身）で独立自営により就農する場合にチェック

農家出身者で親族（三親等以内）の経営とは別に新規部門により就農する場合にチェック

研修終了後に親族（三親等以内）の経営を継承して就農する場合にチェック

農業法人等に就農する場合にチェック

研修終了後に親族（三親等）の経営体に就農し、5年以内に当該経営を継承する、又は当該法人の（共同）経営者になる場合にチェック

経営面積*5 飼養頭羽数	a・頭・羽（合計）	農業所得目標*5	万円/年
経営内容*5	作目： 作目： （その他：	a a ）	

- ※1 非農家出身者で独立・自営就農する者の場合
- ※2 農家出身者で親の農業経営を継承せずに独立・自営就農する者の場合
- ※3 農家出身者で親の農業経営を継承して独立・自営就農する者の場合
- ※4 三親等以内の親族の経営する農業経営体に就農する者の場合
- ※5 就農5年後の目標を記入する（雇用就農又は親元就農の場合は記入不要）

就農後5年目の目標額を記載

3 将来の就農ビジョン（生産物の販売方法などを記載）*6

目指す経営像等も記載

※6 別記2第5の1の（1）のイの（エ）の場合は、a及びbについて記載する。

4 計画を達成するための研修*7

研修する研修機関等の名称等を記載

① 研修内容等

名称	所在地	研修期間	年月日～年月日
専攻・ 営農部門			
研修内容			

2年以内の期間とする

研修の内容を簡潔に記載

※7 研修先が複数の場合は記入欄を追加して記入する。

「①研修内容の研修期間」以内の期間とする

② 交付期間（就農準備資金）

年 月 日 ～ 年 月 日

5

その他

常勤の雇用契約の締結	<input type="checkbox"/> 締結している <input type="checkbox"/> 締結していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 (例: 生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等)	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない
過去に本事業、農業次世代人材投資事業、令和元年度補正就職氷河期新規就農促進事業、令和2年度補正就職氷河期新規就農促進事業、就農準備支援事業、就農準備資金・経営開始資金による資金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けたことがない
傷害保険の加入	<input type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 4の②の交付期間の開始日までに加入する <input type="checkbox"/> 加入しない
前年の世帯全体の所得※8	万円
前年の世帯全体の所得が 600 万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由 (超える場合のみ記入)	
<div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>	
<p>※本欄は交付主体の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無 (□有 □無) 【所見】</p>	

「締結している」にチェックがある場合は、申請できません。

「給付等を受けている」にチェックがある場合は、申請できません。

「交付を受けたことがある」にチェックがある場合は、申請できません。

「加入しない」にチェックがある場合は、申請できません。

同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。

前年の世帯全体の所得が 600 万円を超える場合のみ記入

※8 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。「所得」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」。

6 保証人*9

住所
氏名
住所
氏名

※9 保証人を立てる場合は記載する。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず保証人を立てること。また、研修計画の変更申請で保証人に変更がない場合は記入不要。

任意様式

添付書類

別添1: 先進農家等で研修を受ける場合は受講する研修のカリキュラム(研修実施スケジュール、研修内容、習得する技術等が分かる研修実施計画)を添付。先進農家等以外の教育機関で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラム及び受講が認められていることを証する書類を添付。

別添2: 履歴書

別添3: 離職票の原本(離職票の提示が可能な場合)

別添4: 農業研修に関する確認書(先進農家等で研修する場合。先進農家等以外の教育機関で研修を受ける場合は不要。)

研修機関等により作成してください。
なお、広島県立農業技術大学校又は教育機関で研修する場合は、この書類によらず、受講するカリキュラムと入学が認められていることを証する書類(在学証明書)を添付してください。

研修前に企業等で被雇用経験がある場合は添付する

別添5：確約書（研修終了後、親元就農する予定の場合。）

別添6：傷害保険に加入している場合は傷害保険証書の写しを添付。交付期間が開始するまでに加入予定の場合は、加入を検討している傷害保険の内容がわかるもの（パンフレット等）を添付し、加入後に傷害保険証書の写しを交付主体に提出すること。

別添7：前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。

別添8：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

確 約 書

令和 年 月 日

広島県知事殿

住 所：
氏 名：
(生年月日： 年 月 日： 歳)

私は、研修終了後に親元就農する予定であるため、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の規定に基づき、下記の事項を実施することを確約します。

なお、同要綱の規定が遵守できなかった場合は、当該資金を全額返還いたします。

記

- 1 就農に当たって家族経営協定等を締結し、私の責任や役割を明確に規定すること。
- 2 就農後5年以内に、当該農業経営を継承する、当該農業経営を法人化している場合は当該法人の経営者となる（親族との共同経営者になる場合を含む。）又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始すること。

(親元就農先)

経営主の氏名 (法人化している場合は 法人名も)	
経営主の住所 (法人化している場合は 所在地も)	

(当該農業経営を継承する、当該法人の経営者となる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始する予定の時期)

年 月

研修終了後に親族（三親等）の経営体に就農し、5年以内に当該経営を継承する、当該法人の（共同）経営者になる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始する場合に提出してください。

なお、この確約書の内容を履行できない場合は、受給した交付金を全額返還する必要があります。